

# 都市計画道路網のあり方について

～都市計画道路網見直しの基本的な考え方～

(中間答申の要点)

## 都市計画道路とは？

都市計画道路は、人や自動車交通などの移動を支える「交通機能」をはじめ、都市構造や街区の形成等を担う「市街地形成機能」、さらには都市の防災性の向上や上下水道施設、共同溝等のライフラインの収容等を担う「空間機能」など、多様な機能を有する根幹的な都市施設です。

都市の交通やまちづくりなどを考えて、都市計画法に基づき計画される都市計画道路は、その他の道路とともに、体系的、機能的に連携された道路網を形成することにより、市民生活や都市活動を支える重要な役割を担っています。

## なぜ、都市計画道路網を見直すの？

本市の都市計画道路網の中には、都市計画決定されてから、長期間にわたり事業が実施されていない路線や区間があり、時間の経過とともに、社会経済環境や市民の意識・行動などが変化する中で、あらためて、各路線や区間が担うべき道路機能や必要性などを見直し、効率的、効果的に整備を進めることが必要となっています。

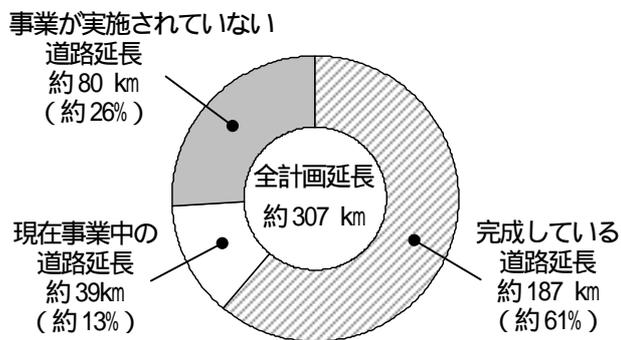
## 川崎市都市計画審議会

川崎市都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、市長の諮問に応じ調査、審議するために設置された附属機関です。

## 都市計画道路網の現状

本市の都市計画道路網は、図1に示すとおり、全計画延長約307 kmのうち、約61%が完成しており、約13%が現在事業中となっています。そして、残る約26%、約80kmの事業がまだ実施されていません。(市内の整備状況は次ページの図3を参照ください。)

都市計画決定年代別の整備状況を見ると、図2に示すとおり、事業が実施されていない路線や区間の多くは昭和20年代に都市計画決定したものとなっています。



### 現在事業中とは

現在事業中とは、現在工事中であることのほか、まだ工事は実施していないものの、既に、事業の実施について国土交通大臣の承認や神奈川県知事の認可を取得している場合、あるいは、事業を実施するための予算措置が行われている場合なども現在事業中としています。

図1 都市計画道路の整備状況 (平成17年4月1日現在)

出典) 市建設局保有データを集計して作成

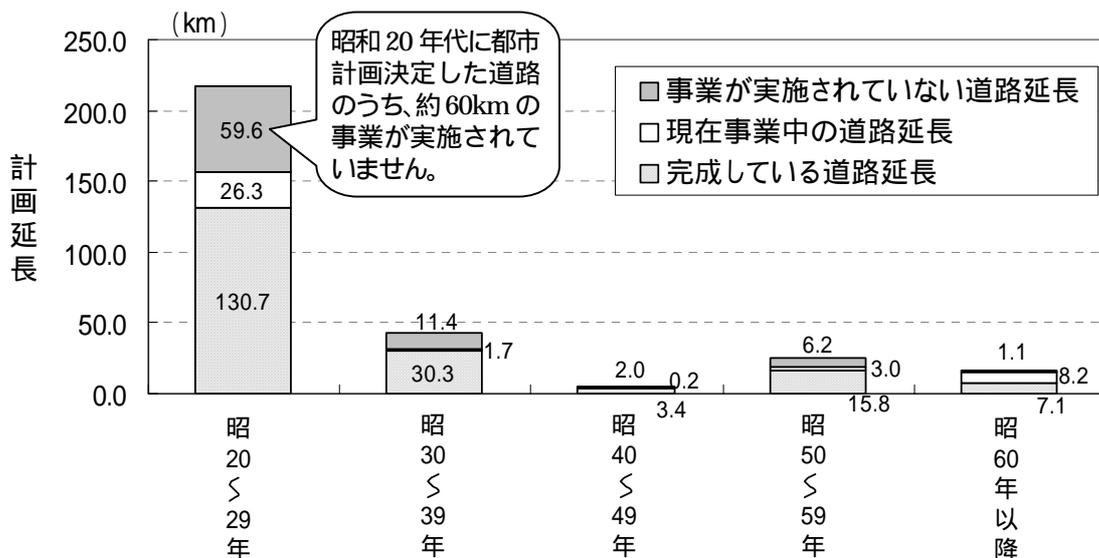


図2 都市計画決定年代別整備状況 (平成17年4月1日現在)

出典) 市建設局保有データを集計して作成



## 1 見直しの検討対象

本市の都市計画道路網は、図4に示すとおり、市内の主要な道路として都市計画決定された「幹線街路」が全計画延長の約90%を占めており、都市計画道路網の根幹を形成していることから、見直し検討は、幹線街路を中心に行うこととします。また、その他都市計画決定されている一部の区画道路や歩行者専用道路なども検討対象に加えます。

なお、市内には高速道路として都市計画決定された「自動車専用道路」もありますが、その必要性等について検証する場合には、首都圏の道路体系などを踏まえた広域的な観点から検証、評価することが必要であるため、別途検討することが望ましいと考えます。

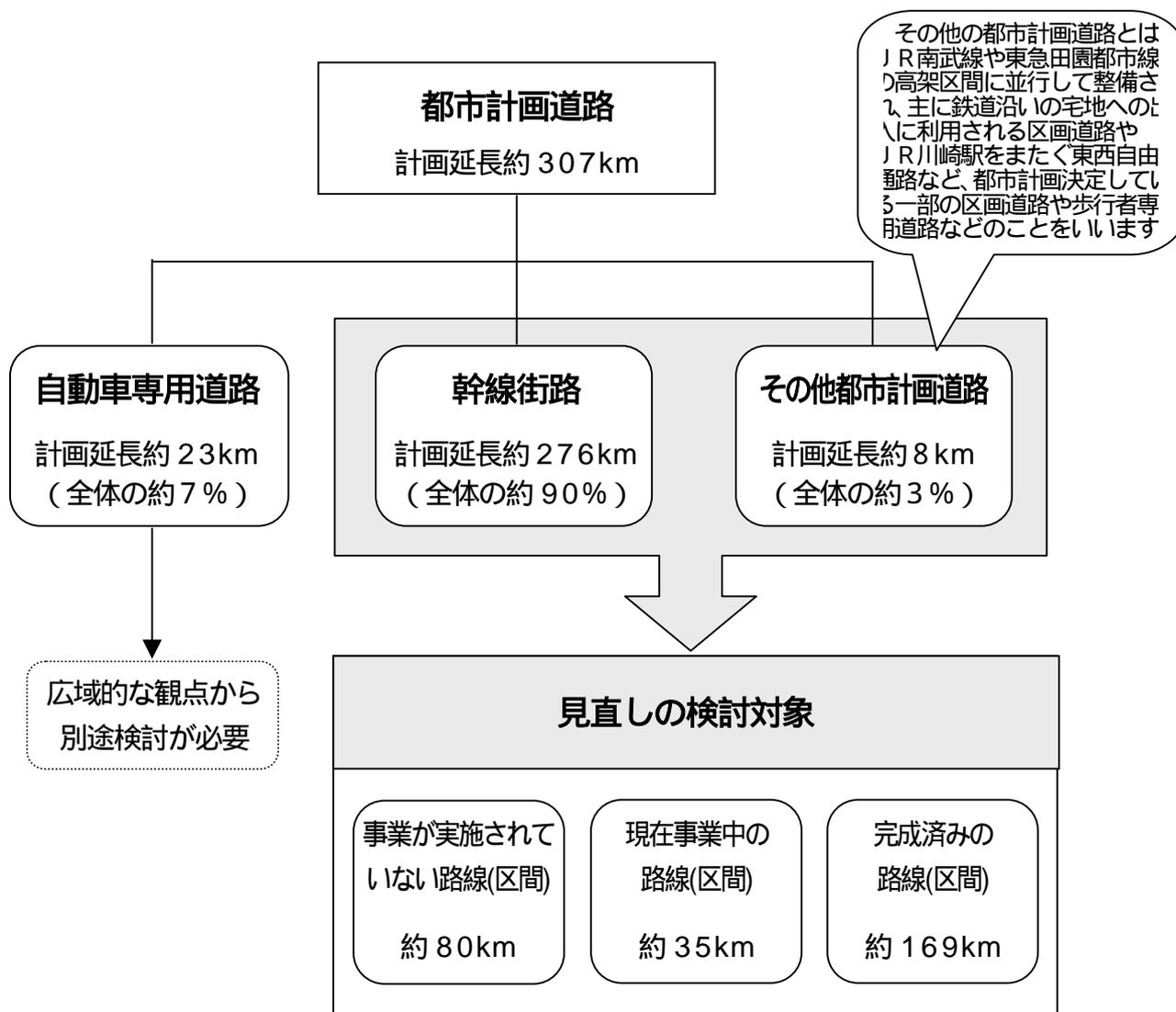


図4 見直しの検討対象

# 都市計画道路網見直しの基本的な考え方

## 2 整備状況や課題に応じた見直しの実施

都市計画道路網の見直しは、図5のとおり、道路の整備状況や課題に応じて、「ア 必要性の検証」、「イ 事業実行性の検証」及び「ウ 改良方針の検討」を行うこととします。



図5 整備状況や課題に応じた見直しの実施

## 都市計画道路網見直しの基本的な考え方

### 3 見直しの基本方向（見直しの視点）

都市計画道路が担う多様な機能を踏まえ、都市計画道路のあり方や必要性などの計画の視点を中心に、効率的、効果的に都市計画道路の整備を推進するための事業の視点も考慮して、都市計画道路網見直しの基本方向を表1のとおり設定することとします。

表1 見直しの基本方向（見直しの視点）

見直しの基本方向	見直しの考え方
都市の骨格形成のための都市計画道路	広域的な移動を支え、隣接都市や地域間の連携強化を推進するため、都市の骨格となって道路網の根幹を形成する都市計画道路は、今後も必要であると考えます。
拠点形成や地域のまちづくりのための都市計画道路	再開発事業などの土地利用計画と一体的に計画されている都市計画道路や都市拠点の形成や地域のまちづくりのための都市計画道路などは、今後も必要であると考えます。
混雑緩和のための（円滑な道路交通のための）都市計画道路	道路の混雑を緩和し、移動距離や時間の短縮を図るなど、円滑な道路交通サービスの向上に寄与する都市計画道路などは、今後も必要であると考えます。
歩行者等の安全性、快適性向上のための都市計画道路	自転車・歩行者交通の安全性、快適性の向上や生活道路に流入する通過交通の幹線道路への転換に寄与する都市計画道路などは、今後も必要であると考えます。
公共交通の利便性向上のための都市計画道路	バスの走行性や定時性の向上に寄与する都市計画道路や鉄道、バス等への乗り継ぎの利便性を高める駅前広場（都市計画道路の一部として計画されている駅前広場）などは、今後も必要であると考えます。
都市の防災性向上のための都市計画道路	災害時の緊急輸送路や避難場所への避難路、あるいは避難避難路の確保など、都市の防災性向上に寄与する都市計画道路は、今後も必要であると考えます。
景観形成のための都市計画道路	道路の交通機能を確保しながら、道路環境の形成を図るとともに、街なみと調和した道路景観を形成する都市計画道路などは、今後も必要であると考えます。
環境対策のための都市計画道路	自動車の走行性の向上や交通混雑の解消を行うことにより、環境への負荷を軽減するなど、環境課題の解決に寄与する都市計画道路は、今後も必要であると考えます。
効率的、効果的な都市計画道路の整備（事業の視点）	既存道路の有効活用や交差点改良、あるいは事業困難な路線等の計画見直しなどに取組み、効率的、効果的に都市計画道路の整備を進めることが必要であると考えます。

# 都市計画道路網見直しの基本的な考え方

## 4 見直しの検討手順

見直しの検討については、4ページに示す考え方に基づき整理した「ア 必要性の検証」、  
「イ 事業実行性の検証」及び「ウ 改良方針の検討」を行う路線（区間）について、5ペ  
ージに示す見直しの基本方向を踏まえて、図6に示すとおり、それぞれ検証、検討を行い、  
新たな都市計画道路網（素案候補）を選定します。

次に、新たな都市計画道路網（素案候補）に基づき「エ 交通量検証」を行い、交通処理  
上の問題がない場合には新たな都市計画道路網（素案）を確定します。

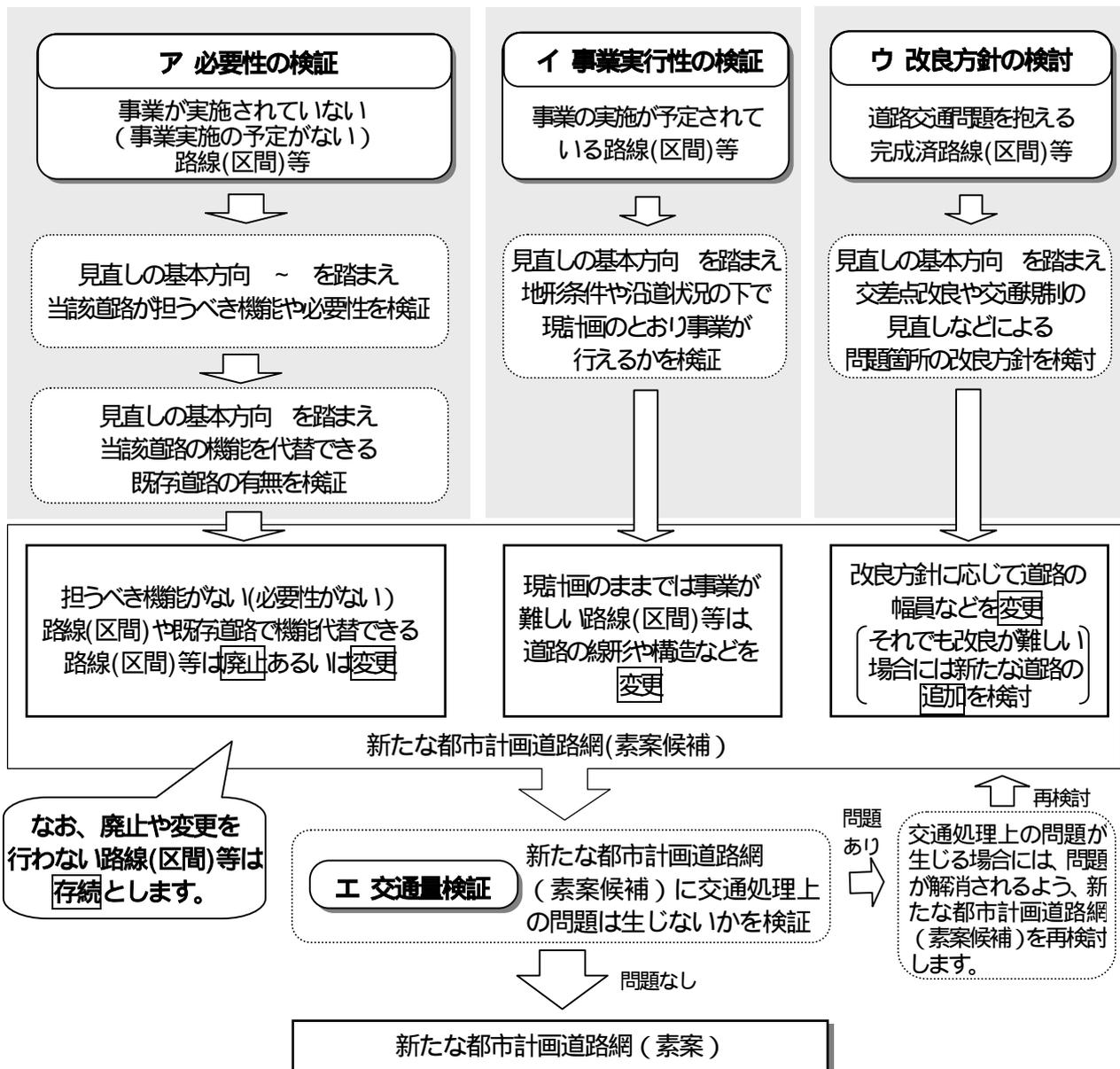


図6 見直し検討手順の概要

## 都市計画道路網見直しの留意点

### 1 情報の公開と住民合意形成への努力

今回の見直しによって、都市計画道路の廃止や変更が必要となった路線や区間をはじめ、存続となる事業が実施されていない路線や区間についても、その理由について、市民にわかりやすく丁寧な説明を行い、十分に説明責任を果たすことにより、住民の理解と協力を得ることが必要です。

あわせて、都市計画道路の見直しは、周辺地域への影響が大きいと考えられることから、都市計画道路だけに目を向けるのではなく、住民の意向を伺いながら、周辺地域の現状や将来を見据えた見直しを行い、住民との合意形成のもと、手続きを進めていくことが必要です。

### 2 隣接都市の都市計画との整合性

隣接都市との市境部分において、都市計画道路の線形や幅員などの計画の不整合があることから、隣接都市と協調して課題解決を図る必要があります。

### 3 地域に適した道路構造の採用

道路の安全性や円滑性が確保された道路の計画や設計を行うため、「道路構造令」という道路法に基づく政令によって、車道や歩道などの道路の構造に関する一般的な技術的基準が定められています。

この道路構造令は、昭和33年に制定された当時の自動車社会の進展を背景にした「全国一律の道路構造」という考え方から、歩行者や自転車など様々な道路利用者のニーズを踏まえ、道路の特性や地域の実情を考慮して、「地域に適した道路構造」を採用するという考え方へ転換してきています。

このため、こうした「地域に適した道路構造」を採用するという道路構造令の趣旨を踏まえ、都市計画道路網の見直しを行う必要があります。

### 4 用途地域等関連都市計画との調整

都市計画では、良好な住環境や効率的な事業環境などの形成を図ることができるよう、土地利用に関する制限として用途地域を定めています。また、防災性の向上を図るべき区域については、防火地域を指定しています。

このため、都市計画道路の廃止や変更に伴い、それまで都市計画道路の沿道地域に定めていた用途地域や防火地域の指定を見直す必要が生じる場合には、地域における道路の整備状況や道路の有する機能、土地利用の状況や動向などを考慮しながら、適切な土地利用が図られるよう総合的な見地から見直しを行う必要があります。

## 今後の作業予定

都市計画道路網見直しの基本的な考え方（中間答申）について市民意見を募集し、いただいたご意見を踏まえ、「見直し路線の検証方法」、「見直し路線の選定」及び「路線別見直し方針」を検討し、その内容について2回目の市民意見の募集を行います。

2回目の市民意見の募集でいただいたご意見を踏まえ、平成18年度末までに廃止や変更等の路線別見直し方針（新たな都市計画道路網(素案)）をとりまとめ、都市計画審議会から市長へ最終答申する予定です。

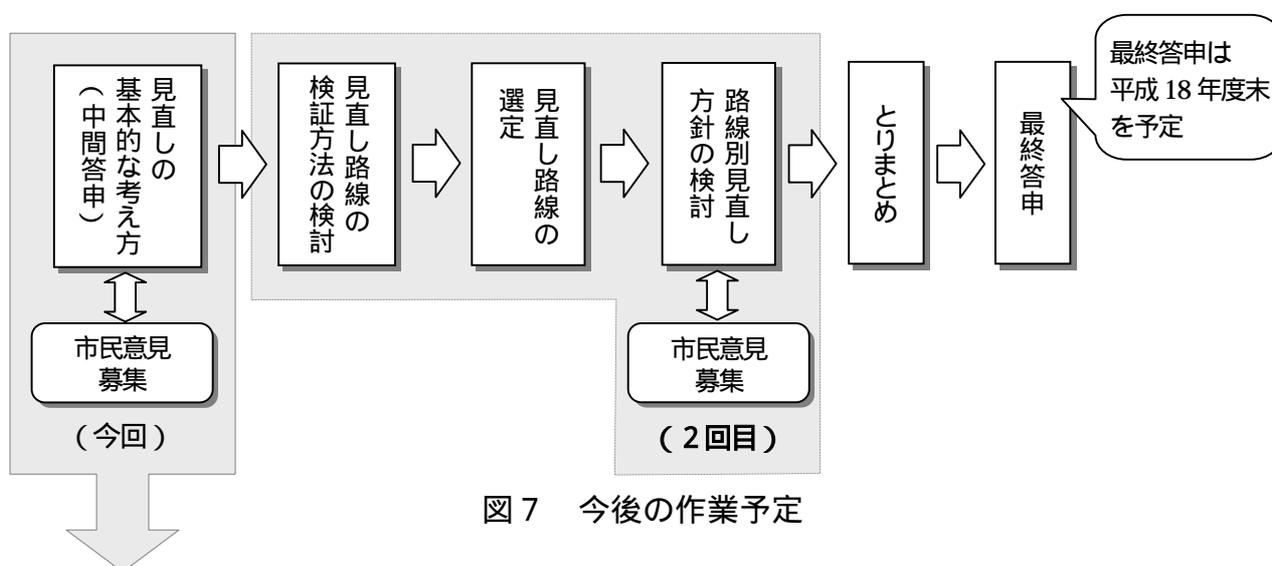


図7 今後の作業予定

### 市民意見の募集について

都市計画道路網の見直しの基本的な考え方について縦覧を行い、ご意見を募集します。

【縦覧期間】 平成18年6月8日（木）から平成18年7月6日（木）まで

【縦覧場所】 まちづくり局計画部都市計画課、各区役所、支所、出張所、図書館  
市のホームページでも全ての内容をご覧いただけます。

<http://www.city.kawasaki.jp/50/50tosike/home/osirase/tokeido/top.htm>

【応募方法】 平成18年7月6日（消印有効）までに、住所、氏名、電話番号を記入し、意見を添えて、持参、郵送、ファックス（044-200-3969）、メール（暗号化して送信できる市のホームページ内のフォームメールをご利用ください。）でご応募ください。  
電話での受付はいたしませんので、あらかじめご了承ください。  
意見書の書式は自由ですが、縦覧場所やホームページに参考書式をご用意していますので、ご利用ください。

【意見送付先】 〒210-8577 川崎区宮本町1番地 川崎市まちづくり局計画部都市計画課  
（庁舎は、市役所本庁舎向かって右隣の明治安田生命ビル5階になります。）  
各区役所の総務企画課にご持参いただいても受付いたします。

都市計画道路網の見直しに関する

お問い合わせ先

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

TEL 044-200-2033 FAX 044-200-3969